

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法第1条の目的では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する旨を規定しています。

国の第5次障害者基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはないという当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会」、「誰一人取り残さないというSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」、「デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会」、「障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかなで豊かな社会」を目指し、その実現に向けた観点から取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

田上町では、「地域でともに暮らせる安全で安心のあるまちづくり」を目指し、令和3年度から令和8年度までの「田上町障がい者計画」、令和3年度から令和5年度までの「第6期田上町障がい福祉計画」「第2期田上町障がい児福祉計画」を策定し、計画的に施策の推進・展開を図ってきました。

障がい者を取り巻く状況は日々変化し、障がい者や介助者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多種多様化する中で、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービス利用者の適性に応じた柔軟な形態による障がい者への施策を効率的・効果的に実施してきました。

国の基本計画（第5次）及び障がい福祉に関する調査結果を踏まえ、障がい者をとりまく環境の変化や、国の基本指針に基づき「第7期田上町障がい福祉計画・第3期田上町障がい児福祉計画(令和6年度から令和8年度)」を策定し、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスの見込量を設定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と障がい者の自立と社会参加の支援に向け、施策の一層の充実を図っていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「第7期田上町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施が計画的に図られるよう定めるものです。

また、「第3期田上町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施が計画的に図られるよう定めるものです。

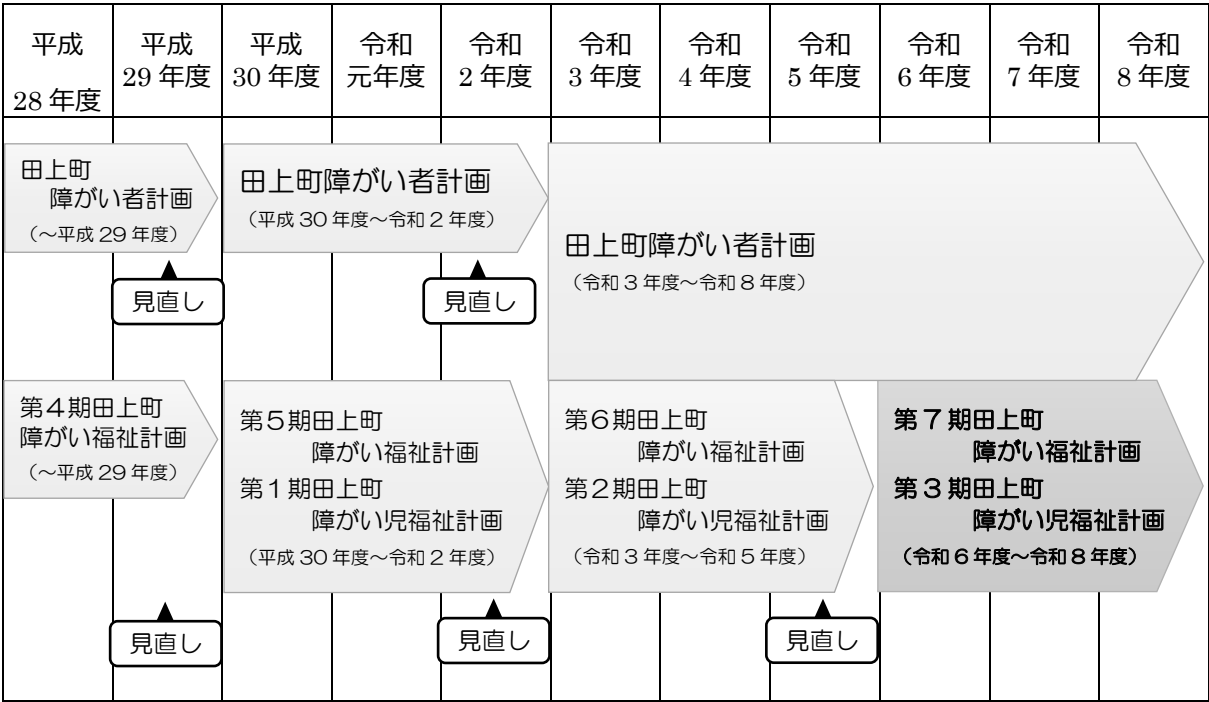
障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、令和3年度からの「田上町障がい者計画」と整合性を保った計画です。

(2) 計画の整合性

本計画は、国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、第6次田上町総合計画と調和を保ち、その他の福祉関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

「第7期田上町障がい福祉計画」「第3期田上町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の策定経過

(1) 町民の意見反映

町内の障がい者に対し、現在の生活状況や今後のニーズ等を把握し、計画に反映するため調査を実施しました。

(2) 障がい者の表記

本計画では、「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで、障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願っています。なお、表記については法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記はしていません。

(3) 新潟県・近隣市村との連携

計画策定にあたっては、新潟県及び近隣市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、県の基本的な考え方をもとに広域的な調整を進めるために、県及び近隣市村との協議を行い策定しました。